

令和7年4月25日

第22回村上市農業委員会会議録

第22回村上市農業委員会総会を令和7年4月25日午後1時30分神林農村環境改善センター2階小会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

|      |   |   |     |      |   |   |     |
|------|---|---|-----|------|---|---|-----|
| 1 番  | 石 | 山 | 章   | 2 番  | 大 | 野 | 章   |
| 3 番  | 菅 | 原 | 隆雄  | 4 番  | 高 | 橋 | 大亮  |
| 5 番  | 遠 | 山 | 和孝  | 6 番  | 遠 | 藤 | 俊樹  |
| 7 番  | 斎 | 藤 | 博   | 9 番  | 阿 | 部 | 正一  |
| 10 番 | 佐 | 藤 | 昌夫  | 12 番 | 船 | 山 | 寛   |
| 13 番 | 島 | 田 | 幸男  | 14 番 | 田 | 村 | 昭一  |
| 15 番 | 佐 | 藤 | 裕介  | 16 番 | 加 | 藤 | 孝平  |
| 17 番 | 佐 | 藤 | 健吉  | 18 番 | 大 | 倉 | 毅   |
| 19 番 | 富 | 樫 | 与志栄 | 20 番 | 富 | 樫 | あゆみ |

2. 欠席委員は次のとおりである。

|     |   |   |    |      |   |   |    |
|-----|---|---|----|------|---|---|----|
| 8 番 | 稲 | 葉 | 浩之 | 11 番 | 板 | 垣 | 栄一 |
|-----|---|---|----|------|---|---|----|

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 荒川地域地域計画の区域内における農業用施設の設置に係る意見書の交付について

議案第4号 令和7年度地域計画（舘越地区）（案）に関する意見書の交付について

その他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。源泉徴収

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 事務局 長     | 高 | 橋 |
| 事務局 次 長   | 中 | 村 |
| 事務局 副 参 事 | 園 | 部 |
| 事務局 主 事   | 蒲 | 澤 |

高橋局長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第22回村上市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、本日の欠席委員を報告いたします。本日の欠席委員は2名です。板垣栄一委員、稲葉浩之委員の2名です。よって、本日の出席委員は18名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

また、本日追加議案の説明員として農林水産課、小川課長にも出席いただいておりますので、後ほどまた説明をしていただく形になります。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶のほうをお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

石山会長

それでは、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、議席番号5番、遠山委員、議席番号6番、遠藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

それでは、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局より報告願います。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

番号1、申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地は1筆、659平米でございます。申請事由としましては、申請地は30年以上耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号2、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地2筆、112平米でございます。申請事由としましては、申請地は60年以上耕作しておらず、現在は山林化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号3、申請人が〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、56平米。申請地は70年以上耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

(位置説明省略)

報告は以上でございます。

石山会長

ただいまの報告についてご質問等ありましたらお願いします。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、それでは議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明願います。

園部副参事

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。今月は、賃貸借の設定が2件、贈与が3件、売買が4件、合わせて9件です。

それでは、番号1番、賃借権の設定です。貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、田3筆、地積合計3,014平米、期間は5年間、全面積で〇〇〇〇円、新規です。

以降、番号2番まで賃借権の設定でございます。

続きまして、3番から贈与案件です。番号3番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積270平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。譲受人が昨年譲渡人の宅地を購入したことにより、宅地に隣接する畑を耕作したいということを伝えたところ、贈与が決まったものです。

続きまして、番号4番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積325平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。こちらは親戚関係にあり、譲受人が高齢により作付できなくなったことから、贈与が決まったものです。

続きまして、番号5番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田9筆、畑1筆、地積合計11,090平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、申請の土地についても譲受人が作付している状況でございます。譲渡人が100歳を超える方で、生きているうちに贈与をしたいとの申出により、贈与するものです。

続いて、番号6番からは売買案件です。番号6番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田2筆、地積合計4,541平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

続きまして、番号7番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑2筆、地積合計195平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

続きまして、番号8番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田8筆、畑4筆、地積合計5,645平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

続きまして、番号9番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田10筆、畑1筆、地積合計10,779平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

(位置説明省略)

説明しました9件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石山会長

それでは最初に、議案番号8番につき審議をいたします。

12番、船山委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(12番 船山 寛君退席)

石山会長

それでは、議案番号8番につき質疑に入ります。では、ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

特にないようでありますので、議案番号8番につき許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号、農地法第3条による議案番号8番につき許可することに決定いたしました。

(12番 船山 寛君着席)

石山会長

船山委員、議案番号8番、許可することに決定いたしました。

8番を除き、議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

これもないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

中村次長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

今月は3件ございますが、全て同一箇所、砂利採取に伴う一時転用です。

番号1、貸人、〇〇〇〇、借人が〇〇〇〇、土地については5筆、10,833平米、転用目的は砂利採取、契約は賃貸借、10アール当たり〇〇〇〇円です。農地区分は農振農用地にある農地、備考としましては一時転用、利用期間は許可の日から令和8年10月15日の1年半です。全体計画としては21,681平米、うち農地が21,670平米です。関係者は4名です。

続きまして、下段、番号2、貸人、〇〇〇〇、借人、番号1番と同じです。土地につきましては1筆、5,419平米、転用目的以降は番号1と同じですので、省略いたします。

番号3、貸人、〇〇〇〇、借人、番号1と同じです。土地につきましては1筆、5,418平米、転用目的以降は同じでございますので、省略いたします。

(位置説明省略)

説明は以上です。

石山会長

それでは、転用に係る現地調査を実施していただいておりますので、議案番号1番から3番につき報告を願います。

4番、高橋委員。

高橋大亮委員

4番、高橋です。農地法第5条申請の議案番号1番につきまして、4月14日午前10時30分から荒川支所において、農業委員3名、推進委員2名、中村次長が出席しまして、説明を受けた後、現地へ移動し、申請者である〇〇〇〇さん立会いの下、調査を実施いたしました。

今回申請する案件は、令和5年の9月に転用申請した箇所であり、当初計画では今月の15日に完了する予定でしたが、掘削作業が遅れたことから、砂利採取法の手続と併せて改めて申請することになったとのことです。申請者は、現在同地区において3か所砂利取りを行っておりますが、地域住民や農業者からの苦情もなく実施していることから、農繁期を迎え、農作業の車両等の往来が増えることから、引き続き大型車の運行には十分注意するように指導し、地域としては委員全員で許可すべきとの意見になりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

石山会長

それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

これもないようでありますので、議案第2号につき許可することに決定してもご異議ございま

せんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 荒川地域地域計画の区域内における農業用施設の設置に係る意見書の交付について議題とします。

事務局、説明してください。

中村次長

議案第3号 荒川地域地域計画の区域内における農業用施設の設置に係る意見書の交付について説明いたします。

説明の前に、今回の案件は地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合は、転用許可不要特例を受けられるというもので、今回の意見書は許可不要特例を適用させるために交付するものであります。

今回申請の施設は、既に地域計画に位置づけられておりますが、国からの事務処理方法について3月31日に示されたことから、今月の申請と、あと来月もう一件予定されておりますけれども、そちらの申請につきましては、農林水産課に意見書を提出する処理となります。そのほかに、既に計画に位置づけられている施設や今後新たに施設を記載するような場合の手続につきましては、現在農林水産課と調整中でございますので、決まり次第皆様へ説明させていただきます。

また、意見書を出すに当たりまして検討すべき内容につきましては、周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれがないか検討することとなっております。このたび実施しました現地調査では、土砂の流出、集団的な農地の分断、農業用施設の機能に影響がないか、現地調査を実施しております。なお、今回は初めての手続であったことから、3,000平米未満ではありましたが、農地調整部会の案件として対応させていただきました。

それでは、申請内容について説明いたします。番号1、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、2,049平米のうち990平米でございます。農業用施設の名称としましては農機具収納施設、権利の種類は賃借権の設定でございます。転用事由としましては、申請者は現在71ヘクタールの農業経営を行っておりますが、既存の農機具収納庫が手狭となったことから、申請地をトラクター、コンバイン等の農機具収納庫として利用するため申請するものです。なお、申請地は申請者の事務所に隣接する農地で、周辺農地の営農条件に支障はないものです。鉄骨造り平家建て1棟、建築面積155.59平米です。

(位置説明省略)

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、これも転用に係る現地調査をしていただいておりますので、佐藤部会長から報告をお願いします。

佐藤健吉委員

それでは、議案第3号のことについて、農地調整部会を開催して現地調査しましたので、報告いたします。

4月14日の午前9時から荒川支所会議室及び現地で確認をいたしました。出席者ですが、農業委員7人中6人、それから最適化推進委員10人中4人、それから会長からも出席をいただきまして、確認をしております。事務局からは中村次長、それから荒川支所の佐藤さんと玉木さんに出席をお願いしています。現場で〇〇〇〇さんと行政書士も立会いをしています。今、次長から説明していただいた、繰り返しみたいになりますが、一応部会のほうでいろいろ勉強、確認した内容について、ダブるところありますが、報告させていただきます。農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定により該当するか否かの検討を求める申出書ということで申請がありましたので、それに対する意見の交付が必要ということで開催したものです。

申出者は、議案にもありますとおり、〇〇〇〇さんからで、面積については990平米ということで、本当は農地調整部会案件ではないんですが、初めて4月1日から、先ほど会長の話にもありましたように、4月1日から地域計画がスタートしたということで、それに対するいろいろな意見ということでございますので、部会を開催したということです。

それで、地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設が設定される場合、農地の転用の制限の例外に適用されるということで、先ほど中村次長から説明がありましたが、この申出の農地は、地域計画では農業用施設用地として設定されていて、事業実施も認定農業者であるというので、申出書により農業委員会の意見書で転用許可不要特例ということが適用されるということとであります。

調査の際にいろいろ委員の皆さんからも質問が出て、現場での雨水はどう処理するのか、あるいは災害防止のための二線堰堤ですか、今計画されている、それとの因果関係はどうなっているんですかというような質問等ありましたが、質問については現地で確認し、申請人から説明を聞き、現地で判断させていただきました。調査の結果につきましては、雨水については、申請場所を含めた、この位置図でも分かりますが、ハウス等のほかの施設もあるんで、その施設内で地下浸透が可能であるということで判断をさせていただきました。それから、二線堰堤ですか、堤防につきましては、設置の位置や高さ、計画等を現場で様々聞いて、これなら大丈夫だということで判断をさせていただきました。これらの意見をまとめまして、現地で委員の皆さんの意見を集約し、地域計画の地域内における農業用施設の設置については適当であるという意見であります。

す。

報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

石山会長

それでは、議案第3号につき質疑に入ります。ご質問等ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

石山会長

特にないようでありますので、議案第3号についての農業委員会の意見書については、やむを得ない旨通知するということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第3号 荒川地域地域計画の区域内における農業用施設の設置に係る意見書の交付については、やむを得ない旨通知することに決定いたしました。

議案第4号 令和7年度地域計画（館越地区）（案）に関する意見書の交付について議題いたします。

事務局、説明願います。

農林水産課小川課長

皆さん、村上市農林水産課長の小川です。今日はよろしくお願いいたします。それでは、議案第4号の令和7年度地域計画（館越地区）（案）に関する意見書の交付についての議案内容について説明をさせていただきます。

村上市の地域計画につきましては、市内11計画をこの3月末に公表させていただいたところで、その中で館越地区につきましては、地域計画の話し合いを始める以前より、ほ場整備の計画を進める中で話し合いを進めておりまして、地域内の守るべき農地及び担い手については、そのほ場整備の話し合いの中で進めてきたという経緯の中で、地域計画の中では改めて集落、地区に入っの話し合いを省略した中で、ほ場整備での話し合いをベースに地域計画の策定を進めさせていただいたところです。

本来であれば、ほ場整備区域内を中心に、地域計画ということでエリアの策定をすべきところでしたが、課内での連絡不足もございまして、地域内全ての農地をエリアというふうに設定をしてしまったという経緯です。それで、4月に入りまして、転用等々の相談を受けて、そのエリアを、本来抜くべきところのエリアも含めてエリアとして設定されていたということが判明したことから、このたび館越地区の地域計画内のエリアの見直し、再設定をさせていただきたく、今回変更ということで関係機関から意見を求めることといたしまして、今回皆様方に交付をお願いするところでございます。

変更する基準といたしましては、地区内の白地であって、ほ場整備の区域外であって、なおか

つ中間管理権を設定されていない集落周辺の農地を今回地域計画のエリアから外し、エリアを設定させていただいております。

皆様方にお配りしております案、地域計画の案になりますが、この中で今回、当初公表されている計画と違ったところ、変更される点についてお話しさせていただきます。資料、計画の1ページ目の1の地域における農業の将来の在り方の(1)、地域計画の区域の状況、こちらについて、区域内の農地面積についてですが、当初612.4ヘクタールであったものが、皆さんのお手元にお配りさせていただいている面積581.36ヘクタールになります。農振農用地については、今回全て入れて、変更ないということになりますので、面積のほうは変更ございません。②の田の面積については、当初520.53ヘクタールから508.64ヘクタールに、畑地面積が変更前91.87ヘクタールから72.72ヘクタールに、4番の規模縮小などの意向のある農地面積合計が4.38ヘクタールから4.07ヘクタールに、区域内における今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積0.5が、ここは若干増える形で1ヘクタールに、参考ということで区域内における70歳以上の農業者の農地の合計の面積が152.99ヘクタールから143.86ヘクタールに変更となります。

あと、もう一つ変更される箇所といたしましては、そのページの一番下、現状の集積率、担い手への集積率になりますが、当初、今現在の計画が65.78%だったものが、区域内の面積が変わることによりまして、68.25%ということで、若干集積率が上がるという形になりまして、今お話しさせていただいた面積の部分が変更になると。その他の部分については、今現在公表されている計画との変更はございません。そのような形で、今回区域内を再設定させていただくというような形でちょっと手続のほうを進めさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

石山会長

それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

12番、船山委員。

船山 寛委員

今の課長の説明で、地域計画から一部を外すということで、当初舘越地区はほ場整備の全エリアで整備する計画でしたので、車屋さんがそこをを買うという話がそこまで伝わっていなかったようです。三面沿岸土地改良区としても、水路法線上、ほ場整備に係るものとは離れていますので、問題ありませんでしたので、あわせてご報告いたします。

石山会長

船山委員は、問題なしというご意見ですね。

船山 寛委員

はい。

石山会長

ほかにないでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

特にないようでありますので、第4号議案の令和7年度地域計画（舘越地区）に関する意見書は、村上市農業委員会の意見として、特に意見なしというふうに意見書を交付したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第4号、令和7年度地域計画（舘越地区）（案）に関する村上市農業委員会の意見は、特に意見なしとすることに決定いたしました。

その他について、皆様方から何か。

(発言する者なし)

石山会長

特にないようでありますので、引き続き休憩なしでよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

石山会長

議題については以上といたします。

・協議、連絡事項ほか

時に午後2時30分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和7年4月25日

村上市農業委員会  
会 長

同議事録署名委員  
委 員  
委 員